

学校における5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

保健厚生課

1 移行後の感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことを基本とするが、着脱については個人の判断を尊重する。学校給食等の場面における「黙食」は必要ない。

2 移行に伴う感染症対策の主な変更点

(1) 出席停止

① 感染した場合の期間

発症（無症状の場合は検体採取）した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでに短縮（発症後7日→5日）

② 対象者

感染者や感染不安により保護者から欠席相談があり校長が認めた場合等に限定（濃厚接触者、有症状者、同居家族が有症状の者を除外）

(2) 学級閉鎖

学級閉鎖の期間を学校医の助言を踏まえて決める期間（5日程度が目安）に変更（学級閉鎖等の条件は継続（学級内の欠席者の割合概ね20%以上））

(3) 健康観察

健康チェックカードは不要

（家庭や学校（HRや毎授業開始前）での健康確認は継続）

(4) 清掃・消毒

清掃活動中の消毒は不要（清掃により清潔な空間を保つ）

(5) 部活動

学級閉鎖中の児童生徒（陽性者、濃厚接触者以外）の公式大会等の出場要件としていた「抗原定性検査での陰性」を廃止

(参考)

学校保健安全法施行規則の改正概要（令和5年5月8日施行）

① 新型コロナウイルス感染症の第2種の感染症への追加

文部科学省では、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことを踏まえ、学校保健安全法上第1種の感染症とみなしていた位置付けを変更し、第2種の感染症に加えた。

② 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の設定

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、第1種とみなして「治癒するまで」とされていたが、第2種の基準として「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と設定された。